

○大府市道路路線認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく市道路線の認定（以下「市道認定」という。）に係る事務を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(市道認定の基準)

第2条 市道認定は、次の各号のいずれかに該当する道路について、議会の議決を経て行うものとする。

- (1) 一般の通行の用に供するもので、市に権原があるもの又は将来権原の取得ができる見込みのもので、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 幅員（法面を除く。）4メートル以上のもの
 - イ 路線の起点及び終点が国道、県道又は市道に接続するもの
- (2) 市が管理する公共施設又はこれに準ずると市長が認める公共的な施設に接続するもの
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく行為で築造され、市に帰属されたもの
- (4) 市が施工する道路新設改良事業で築造したもの
- (5) 道路敷地、道路に付属する施設等の所有権を、寄附等により市に移転できるもの
- (6) その他特に市長が必要と認めるもの

2 次に掲げる道路は、前項の規定にかかわらず、市道認定をすることができる。

- (1) 法第90条第2項、法第92条第4項、法第93条又は法第94条第2項の規定に基づき、市が貸付けを受け、譲与を受け、又は交換して設置するもの
- (2) 法第48条の13第2項の規定に基づき、道路管理者が自転車又は歩行者のみの利用を目的とする道路として指定するもの

3 市道認定をする道路の構造は、原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準に適合するものとする。

(市道認定の申請)

第3条 前条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する道路に関し市道認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市道認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (2) 公図の写し（所有者が明示されているもの）
- (3) 測量図（縮尺250分の1以上のもの）
- (4) 現況写真（撮影方向が明示されているもの）
- (5) 市道認定を申請する道路の路線図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、その適

否を決定し、市道認定決定通知書（第 2 号様式）又は市道認定却下通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

市道認定申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

会社等 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

連絡先 氏 名

電 話 番 号

大府市道路路線認定要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

道路の所在地	起点 大府市 町	番地先
	終点 大府市 町	番地先
道路延長		
道路幅員		
市道認定を必要とする理由		

添付書類

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (2) 公図の写し（所有者が明示されているもの）
- (3) 測量図（縮尺250分の1以上のもの）
- (4) 現況写真（撮影方向が明示されているもの）
- (5) 市道認定を申請する道路の路線図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

大府市長

印

市道認定決定通知書

年 月 日付けで認定の申請があった道路については、大府市道路路線認定要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり市道認定を決定したので、通知します。

記

道路の所在地	起点 大府市 町 終点 大府市 町	番地先 番地先
道路延長		
道路幅員		
市道認定議案 提出予定議会	年 月 議会	
市道認定 をする条件		

備考

議会の承認が得られないときは、この通知は無効とする。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大府市長

回

市道認定却下通知書

年 月 日付けで認定の申請があった道路については、大府市道路路線認定要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり市道認定をしないことを決定したので、通知します。

記

道路の所在地	起点 大府市 町	番地先
	終点 大府市 町	番地先
市道認定をしない理由		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。